

**議題「平成 26 年度予算、地方財政対策及び税制改正並びに
平成 25 年度補正予算について」に関する東京都の発言要旨**

<安藤副知事発言>

- 税制の見直しに関して、2点ほど発言をさせていただく。一つは、法人事業税の暫定措置について。これは消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間という約束で導入されたもので、今回の消費税率の引き上げに合わせて確実に撤廃するよう、是非、知事会としての明確な意志を表示していただきたい。
- 次に、総務省の検討会で触れている法人住民税の一部国税化について。地方が自らの財源と責任に基づいて行財政運営を行えるよう地方税の充実を図るという地方分権の考え方に逆行し、これまでの知事会の主張にも大きく反するものである。また、交付税原資化しても、地方交付税の総額は総務省と財務省と折衝により決定されるので、交付税総額が増える保障はない。現に、法人事業税の暫定措置の際に導入された地方再生対策費は4年間で無くなっている。
- 知事会としては、まずは暫定措置の確実な撤廃を求めた上で、改めて地方の役割に見合う地方税財政の確保充実という原点に立ち返って行動を起こしていくべき。

